

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

美咲町長 青野 高



記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：羽仁自治会

区域：岡山県久米郡美咲町羽仁 黒惣、羽仁上、羽仁下の全域

主たる事務所の所在地：久米郡美咲町羽仁758番地1

2 申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積 (㎡)	所在地
山林	21,103	久米郡美咲町羽仁573番地1 畑ノ久保
山林	2,344	久米郡美咲町羽仁573番地2 畑ノ久保
山林	200	久米郡美咲町羽仁573番地3 畑ノ久保
山林	1,461	久米郡美咲町羽仁573番地4 畑ノ久保

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称

氏名又は名称 垂井八郎治 垂井玉五郎 研山周蔵 垂井忠三郎 菊井壽平 垂井喜市
上野彌平太 垂井武八 垂井恵一郎 垂井辰治郎 菊井亀蔵

3 公告期間 令和4年6月7日から令和4年9月7日まで

4 申請事項に異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べる方法

美咲町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第1項第三号に規定する申出書及び関係書類を美咲町地域みらい課に提出することによる。